13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調(令和元年度)

(1) 市町村民税所得割

X	₹.	分		標 準 未	税 率 満	標 準 税 率 (6%又は8%)	超過税率	合	計	ほか不均一 課 税 団 体
市	町	村	数		2	1,738	1		1, 741	_
構	成	ţ	比		0.1%	99.8%	0.1%		100.0%	_

- (注) 1 「市町村税の税率等に関する調」(平成31年4月1日現在)による。
- (注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。
- (注) 3 平成31年4月1日現在の所得割超過税率採用団体 豊岡市6.1% (平成21年度から)
- (注) 4 平成 31 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体 名古屋市 7.7% (平成 24 年度より 5.7%としていたが、平成 30 年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分 2.0%上乗せ) 田尻町 5.4% (平成 29 年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

	区	分		標 準 未	· 税 率 満	標 準 税 率 (3,500円)	超過税率	合	計	ほか不均一 課 税 団 体
市	町	村	数		2	1, 737	2		1, 741	_
構	万	兌	比		0.1%	99.8%	0.1%		100.0%	_

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
- (注) 2 平成31年4月1日現在の均等割超過税率採用団体 横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)
- (注) 3 平成31年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

	区 分	標準税率			超 過	税率			
団体区分		(9.7%)	9.8% ~10.5%	10.6% ~11.3%	11. 4% ~12. 0%	12.1%	小計	不均一課税 団体	合 計
人口 50 万月	以上の市	2	-		_	5	5	20	27
人口 5 5 5 0 万未	万以上 満の市	90	3	8	4	236	251	149	490
人口 5 万寿	未満の市	78	5	5	3	166	179	18	275
町	村	552	7	12	16	311	346	28	926
合	計	722	15	25	23	718	781	215	1,718
構 成	比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
- (注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区分	標準税率	標準税率			超過	税率			
	未満	(50,000円)	50,100 円~	55,000円~	58,000 円~	60,000円	小 計	不均一課税	合 計
団体区分	/(III4)	(00,000 11)	54,900 円	57,900 円	59,900円	00,00011	√1. Н1	団体	
人口 50 万以上の市	-	21	1	_	_	5	6	_	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	_	367	_	1	_	122	123	_	490
人口 5 万未満の市	-	198	_	_	_	77	77	_	275
町村		755	_	1	_	170	171	_	926
合 計	_	1, 341	1	2	_	374	377	_	1,718
構 成 比	0.0%	78. 1%	0.1%	0.1%	0.0%	21.8%	21.9%	0.0%	100.0%

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
- (注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

	区 分	標準税率	標準税率			超過	税 率			
		未満	(120,000円)	120, 100 円~	132,000 円~	139,000 円~	144,000 円	小 計	不均一課税	合 計
団体区分	分 	/ 個	(120,000 円)	131, 900 円	138, 900 円	143, 900 円	144, 000	\1, bl	団体	
人口 50) 万以上の市	_	21	1	_	_	5	6	_	27
	5 万以上 未満の市	_	360	_	2	_	128	130	_	490
人口 5	万未満の市	_	198	_	_	_	77	77	_	275
町	村	_	755	_	1	_	170	171	_	926
合	計	_	1, 334	1	3	_	380	384	_	1,718
構	成 比	0.0%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.4%	0.0%	100.0%

⁽注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

	区分	標準税率	標準税率			超 過	税 率			
		未満	(130,000 円)	130, 100 円~	143,000 円~	150,000 円~	156,000円	小 計	不均一課税	合 計
団体区	分	小 個	(130,000 円)	142, 900 円	149, 900 円	155, 900 円	130,000 円	\1\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	団体	
人口 5	50 万以上の市	_	20	1	_	_	6	7	_	27
人口507	5 万以上 万未満の市	_	359	_	1	_	130	131	_	490
人口;	5 万未満の市	_	198	_	_	_	77	77	_	275
町	村	_	755	_	1	_	170	171	_	926
合	計	_	1, 332	1	2	_	383	386	_	1,718
構	成 比	0.0%	77. 5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%

⁽注) (イ)の(注)に同じ。

(二) 法第312条第1項第4号の法人

区分	標準税率	標準税率			超過	税率			
	未満	(150,000円)	150, 100 円~	165,000 円~	174,000 円~	180,000円	小 計	不均一課税	合 計
団体区分	/1¢ 114	(100,000 1)	164, 900 円	173, 900 円	179, 900 円	100,000,7	, 4 HI	団体	
人口 50 万以上の市	_	20	1	_	_	6	7	_	27
人口 5 万以上	_	359	_	1		130	131	_	490
50 万未満の市				_					
人口 5 万未満の市	_	198	_		_	77	77	_	275
町村	_	755	_	1	_	170	171	_	926
合 計	_	1, 332	1	2	_	383	386	_	1,718
構 成 比	0.0%	77. 5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%

⁽注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

	区	分	標準税率	標準税率			超過	税 率			
Ì			未 満	(160,000 円)	160, 100 円~	176,000 円~	185,000 円~	192,000円	小 計	不均一課税	合 計
団体区	分		/K 11mg	(100, 000 1)	175, 900 円	184,900 円	191, 900円	132,000 1	/1. Н	団体	
人口 5	50 万以上(の市	_	20	1	_	_	6	7	_	27
人口	5 万以	人上	_	357	_	1	_	132	133	_	490
50 7	万未満の	市		001		1		102	100		150
人口 {	5 万未満の	の市	_	198	_		_	77	77	_	275
町		村	_	755	_	1	_	170	171	_	926
合		計	_	1, 330	1	2	_	385	388	_	1, 718
構	成	比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

⁽注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第312条第1項第6号の法人

	区分	標準税率	標準税率			超 過	税 率			
		未満	(400,000円)	400, 100 円~	440,000 円~	464,000 円~	480,000円	小 計	不均一課税	合 計
団体区	分	小 何	(400,000 円)	439, 900 円	463, 900 円	479, 900 円	400, 000 円	小 即	団体	
人口 5	50 万以上の市	_	20	1	_	_	6	7	_	27
	5 万以上 万未満の市	_	357	_	1	_	132	133	_	490
人口 5	5 万未満の市	_	198	_	_	_	77	77	_	275
町丁	村	_	755	_	1	_	170	171	_	926
合	計	_	1, 330	1	2	_	385	388	_	1,718
構	成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第312条第1項第7号の法人

	区 分	標準税率	標準税率			超 過	税 率			
		未 満	(410,000円)	410, 100 円~	451,000 円~	475,000 円~	492,000円	小 計	不均一課税	合 計
団体区分		小 個	(410,000 円)	450, 900 円	474, 900 円	491, 900 円	492,000 円	/J, El	団体	
人口 50 万	以上の市	_	20	1	_	_	6	7	_	27
人口 5 50 万未		_	357	_	1	_	132	133	_	490
人口 5 万	未満の市	_	198	_	_	_	77	77	_	275
町	村	_	755	_	1	_	170	171	_	926
合	計	_	1, 330	1	2	_	385	388	_	1,718
構成	比比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第312条第1項第8号の法人

	区分	標準税率	標準税率		超	過	党 率			
`		未満	(1,750,000円)	1,750,100円~	1,925,000 円~	2,030,000 円~	2, 100, 000	小 計	不均一	合 計
団体区	分	/K 1144	(1, 100, 000 1)	1, 924, 900 円	2, 029, 900 円	2, 099, 900 円	円	\1, bl	課税団体	
人口 5	50 万以上の〒	ī —	20	1	_	_	6	7	_	27
1	5 万以 <u>-</u> 万未満のi	_	357	_	1	_	132	133	_	490
人口 5	5 万未満の下	ī —	198	_	_	_	77	77	_	275
田丁	ħ	t	755	_	1	_	170	171	_	926
合		+	1, 330	1	2	_	385	388	_	1, 718
構	成	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第312条第1項第9号の法人

	区:	}				過 利	 兑 率			
		標準税率	標準税率	3,000,100 円~	3,300,000 円~	3,480,000 円~	3, 600, 000	小 計	不均一	合 計
団体区	分	未満	(3,000,000円)	3, 299, 900 円	3, 479, 900 円	3, 599, 900 円	円	小 計	課税団体	
人口 5	50 万以上の	_ T	20	1	_	-	6	7	_	27
	5 万以. 万未満のi	_	357	_	1	_	132	133	_	490
人口;	5 万未満の	-	198	_	_	_	77	77	_	275
町	7	→	755	_	1	_	170	171	_	926
合	i	+ -	1, 330	1	2	_	385	388	_	1, 718
構	成	也 0.0%	77. 4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分	ŧ	標準税率未満	有	標準税率			超 過 課 税			計		不均一
団体区分	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	課税団体 等
人口 50 万以上の市	_	_	%	$\frac{1.4}{100}$	28	% 100. 0	_	_	% _	28	% 100. 0	18
人口 5 万以上 50万未満の市							超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	34	6. 9			
							$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下	1	0.2			
				1 4			$\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
	_	_	_	$\frac{1.4}{100}$	455	92. 9	小計 超 以下	35	7. 1	490	100.0	234
人口 5 万未満の市							$\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	48	17. 5			
							$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下	3	1.1			
				1. 4			$\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
	_	_	_	100	224	81. 5	小計 超 以下	51	18. 5	275	100.0	196
町村							$\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	51	5. 5			
							$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
	_	_	_	$\frac{1.4}{100}$	860	92. 9	小計	66	7. 1	926	100. 0	328
습하							超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	133	7. 7			
							$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下	19	1. 1			
	_	_	_	$\frac{1.4}{100}$	1, 567	91. 2	$\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	152	8.8	1,719	100. 0	776

- (注) 1 (1)の(注)1に同じ。
 - 2 東京都特別区は、1団体として計上している。
 - 3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。